

マリネジャー活動に係る集中安全推進活動及びプレジャーボート等直接的な現場指導・取締りの実施について

今治海上保安部では、マリネジャー愛好者に係わる海難・人身事故防止を徹底するため、下記期間を重点期間とした集中的な安全推進活動を実施するとともに、プレジャーボート等の無検査運航等の法令遵守を軽視した行為に対する直接的な現場指導・取締りを実施します。

[重点期間]

1 マリネジャー集中安全推進活動期間

- (1) ゴールデンウィーク安全推進期間
平成27年4月29日(水)～ 同年5月6日(水)までの間
- (2) 夏季安全推進期間
平成27年7月1日(水)～ 同年8月31日(月)までの間
- (3) 釣り中の事故防止推進活動期間
平成27年10月10日(土)～ 同年11月8日(日)までの間

2 プレジャーボート等に対する直接的な現場指導・取締り期間

ゴールデンウィーク安全推進期間及び夏季安全推進期間

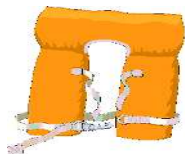
[重点事項]

1 自己救命策確保の推進

テーマ:海で安全に楽しく遊ぶために～大切な命を自分で守る～

【自己救命策三つの基本】

ライフジャケットの常時着用 浮力の確保
防水バック入り携帯電話等の連絡手段の確保 速やかな救助要請
海上保安庁への緊急通報用番号「118番」の有効活用 海の事件・事故は118番



- ・ プレジャーボート等の乗船者に対し、ライフジャケットの常時着用等、小型船舶操縦者の遵守事項に係る安全指導
- ・ 釣り愛好者に対し、不意の海中転落に備えたライフジャケットの常時着用、単独行動を避けた釣行の指導
- ・ マリネジャー安全情報の利用促進のための海上保安庁ホームページ等の周知

2 プレジャーボート等に対する直接的な現場指導・取締り

- ・ 洋上のプレジャーボート等へ赴いて安全指導、立入検査の実施
- ・ 船舶検査の受検及び操縦免許証受有の有無等についての確認

